


報 道 機 関 各 位

令和4年（2022年）2月15日（火）16時00分 配付

項 目	オホーツク総合振興局管内における家きんへの高病原性鳥インフルエンザ発生予防のための緊急消毒について
配付資料	○北海道オホーツク総合振興局告示第57号 ○「緊急消毒命令」のリーフレット
内容及び報道に当たってのお願い	<p>○ 道内では、令和4年1月以降、死亡野鳥等での高病原性鳥インフルエンザウイルスの陽性事例が確認され、特に、家きん飼養農場により近い地域で活動しているカラスにおいて継続発生しており、これまで以上の警戒が必要な状況となっています。</p> <p>○ そのため、道では、家畜伝染病予防法第9条に基づき、各家きん飼養農場に対して、緊急的に消毒を実施することとし、オホーツク総合振興局管内においても網走家畜保健衛生所が本日付けで告示しました。</p> <p>なお、告示の内容については網走家畜保健衛生所のホームページで公開しております。</p> <p>〈網走家畜保健衛生所ホームページアドレス〉 <a href="https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/">https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/</a></p> <p>○ また、オホーツク総合振興局では2月16日に「オホーツク総合振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を书面開催し、構成員において情報を共有するとともに、発生予防対策を徹底します。</p> <p>1 実施の期日 令和4年2月19日から令和4年3月31日まで</p> <p>2 対象農場 100羽以上の家きんを飼養する農場(だちょうにあっては10羽以上)</p>
他のクラブとの関係	無
担当窓口	<p>・北海道オホーツク総合振興局産業振興部 農務課長（担当者：森） TEL：0152-41-0660</p> <p>・網走家畜保健衛生所 所長（担当者：繁在家） TEL：0157-36-0725</p> 

北海道オホーツク総合振興局告示第 57 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、実施する区域で100羽以上の鶏、うずら、きじ、あひる、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養する農場及び10羽以上のだちょうを飼養する農場の所有者に対し、当該家きんを飼養する農場について、高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、緊急的に消毒を実施することを命ずる。

令和4年2月15日

網走家畜保健衛生所長 繁在家



1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

2 実施する区域

北海道オホーツク総合振興局管内一円

3 実施の期日

令和4年2月19日から令和4年3月31日まで

4 実施の方法

緊急消毒は、次の方法により実施する。

- (1) 農場に出入りする車両に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹼又はその他本病ウイルスに効果を有する消毒方法により消毒を実施する。
- (2) 農場及び畜舎に出入りする際において、長靴及び本病ウイルスが付着しているおそれがある資材に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹼又はその他本病ウイルスに効果を有する消毒方法により消毒を実施する。
- (3) 農場及び畜舎に出入りする者の手指に対し、アルコール系消毒薬による消毒を実施する。

# 緊急消毒命令

道内では、死亡野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認される事例が相次いで確認されており、本病が農場に侵入するリスクが極めて高い状況が継続していますので、家畜伝染病予防法に基づき、緊急消毒を命令します。

道において必要な消毒薬の一部を準備しますので、家畜保健衛生所の指導に従い消毒の徹底をお願いします。

## 1 農場に出入りする車両の消毒を実施



※特にタイヤまわりの消毒を実施

## 2 農場・畜舎に出入り時、長靴、資材等の消毒を実施



※汚れをしっかりと落として消毒を実施

## 3 畜舎に出入りする者の手指消毒を実施



使い捨てではない手袋を使用する場合、手袋にも病原体は付着しますので注意してください。

### 消毒薬の例



500倍希釈  
で使用  
(1Lに2g)

次亜塩素酸系消毒薬

又は



500倍希釈  
で使用  
(1Lに2ml)

逆性石鹼



直接噴霧  
して使用

アルコール系消毒薬